



診療記録開示について

2025年4月1日改定

- 1 患者様は所定の手続きのうえ、自己の個人情報の開示を請求することができます。なお、この開示請求には、必ずしも応じられない場合がありますのでご留意願います。
- 2 開示請求できるのは、保有個人情報の本人及びその法定代理人のみであるため、本人であること又は本人の法定代理人であることを示す書類が必要になります。
- 3 申請時には、身分又は申請者の資格を証明できる書類（運転免許証、パスポート）の写しが必要となりますので、「診療記録等の開示申請書」と一緒に提出してください。
- 4 法定代理人から申請書が提出された場合は、前項（3）の書類で申請者本人であることを確認します。なお代理人との関係がはっきりしない場合は、戸籍謄本等の書類により「法定代理人」であることを確認します。
- 5 法廷代理人から申請書で、患者様が未成年でも「15歳以上」の場合は、患者本人の同意（書）が必要です。患者様の同意が得られなければ、患者様の権利・利益を考慮して、不開示となります。
- 6 当院では、診療記録等の開示は「閲覧、謄写」による方法でおこなっております。
- 7 患者様に個人情報を開示する場合には、当院が定めた手数料を徴収させていただきます。
- 8 開示の決定は、開示の申請書を受理した日から、原則として「14日以内」となります。ただし、事務処理上の困難・主治医の学会出張等で、やむをえない場合はあらかじめご了承ください。
- 9 正当な手続きを経て、診療記録の開示をおこなった場合、それによって本人若しくは開示申請者に不利益が生じても、当院は一切責任を負いませんのであらかじめご了承ください。
- 10 開示されない場合でも、開示申請1件につき手数料が発生いたしますのでご了承ください。

診療記録等の開示に関する料金

診療録開示手数料	5,500円（税込）
診療録謄写料	33円/枚（税込）
画像情報CD-R謄写料	1,650円/枚（税込）
文書料（照会書等）	5,500円（税込）
面談料	11,000円（税込）